

## 第25回津家庭裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成28年1月29日（金）午後1時30分から午後4時まで

### 2 開催場所

津家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### 【委員】

石田亘宏，梅原 隆，大熊一之（委員長），木村夏美，坂崎公亮，末広雅洋，高山 大，田中直子，坪井宣幸，原田はるみ，森川由隆（五十音順，敬称略）

#### 【事務担当者】

少年担当裁判官，首席家裁調査官，首席書記官，次席家裁調査官，訟廷管理官，少年担当主任家裁調査官，事務局長，事務局次長，総務課長，総務課課長補佐

### 4 議事

(1) 家裁所長あいさつ

(2) 委員の紹介

(3) 「少年審判手続全般について」説明

(4) DVD「少年審判～少年の健全な育成のために～」視聴

(5) 「少年の再非行防止に向けての津家裁の教育的指導（教育的措置）について」説明

(6) 事件関係室見学（1号調査室，少年審判廷）

(7) 意見交換

今回のテーマである「少年の再非行防止について」の意見交換の要旨は，別紙のとおり

(8) 次回意見交換のテーマ

「女性職員の積極的な登用について（ワーク・ライフ・バランスを踏まえて）」

(9) 次回開催日 平成28年7月14日（木）午後1時30分

(別紙)

意見交換の要旨 (●委員長, ○委員, □事務担当者)

- 少年事件については保護処分優先主義といって、犯罪行為に対して罰を加えるのではなく、その少年の問題点に目を据えて、教育的な指導、措置、保護を加えて、再び非行に走ることがないように導くという理念に基づいているが、まずは皆さんが、この保護処分を優先した少年非行一般に対して、どのような感覚を持っているか、率直な意見を伺った後、具体的に家裁が執るべき対応について議論を進めていきたいと思う。

それでは、少年非行に仕事として関わっていない委員から順次お話をお伺いしたい。

- 少年事件の凶悪化が進んでいるため、個人的な心情としては厳しく罰するべきだと思う。また、DVDを視聴して、家庭環境が非常に大きく少年の心に影響を与えていると感じた。私は「人は置かれた環境に適応する。」と思っている。例えば、会話がないうちが当たり前となっている少年や、食事が満足に与えられていない環境が当たり前となっている少年は、環境を変えることで更生できる余地があるため、家庭裁判所もしっかりと見極めた上で判断すればいいと思う。ただし、環境以外で形成された「凶悪性」などの人間の本質的な部分に起因するものについては、厳しく罰するべきであると思う。

- 非常に重いテーマであると感じている。不処分、不開始ありきというのは、ひとくくりでは難しい問題であると思う。前の委員の話にもあったが、凶悪な事案が増えているので、あくまで個別に、保護すべきレベルか保護すべきレベルではないのかを判断する何らかの基準が必要であると思う。

やはり若い頃は、世間のことも分かっていないし、社会の仕組みも知らないのち、単純に物事を考えてしまう。大人になってから感じたことは、もっと早い時期から社会の仕組みや社会との関係を、学校の勉強とは違う世界で知る機会があれば、少し意識も変わったのではないかという点である。スーパーやコンビニで

は一つの商品の儲けは僅かしかないが、そのために必死な思いで働いていることを若い頃には分からない。「ガム一つくらい構わないだろう。」という誤解があるので、きちんと教えることで、物を盗むことへの罪悪感を芽生えさせるということも必要ではないか。

- 私自身の考え方として、人というのは「善く生きようとしている。」と知っているが、いろいろな誘惑に負けて悪い方に進むことがあるかもしれない。しかし、そのような時にも良い見本があれば、さらに善く生きようとするのではないか。私は希望を持って、厳罰でなく、教育的に進める方が良いのではないかと思う。
- 少年非行に関するスタンスについて、日頃お感じになっていることはあるか。
- まず、こちらからお聞きしたいことがあるがよろしいか。先ほどの主任家裁調査官の説明で、不処分、不開始が半数程度で、うち交通事故が六、七割であるという話であったが、この中で被害者がいる事件の割合はどれくらいか。
- 統計をとっていないので、具体的な割合をお答えすることはできないが、窃盗事件が多いと感じている。その他、傷害事件や恐喝事件も多い。また、被害者がいるという意味では暴走行為も該当するので、ほとんどが被害者のいる事件ということになる。
- その中で再犯率はどれくらいあるのか。
- 平成26年版の犯罪白書に再非行少年率の記載があるが、これは一般の刑法犯で検挙された少年のうち、再非行で検挙された少年がどのくらいの割合を占めているかというものであり、34.3%である。最近、新聞報道であったように刑法犯の件数は全体的に減少しており、その中で少年事件の事件数も減少しているが、再非行少年率は平成9年頃が一番低く20数パーセントであったものが、このところじりじりと上がってきている。それが単純に凶悪化に結びついているというわけではないが、裁判所、保護観察所、少年院等が様々な手だてを講じているのに、3割程度の少年が再非行を行っており、いかに再非行少年率を抑えるかが課題となっている。

裁判所では再犯者率の統計はとっていないので、はっきりとは言えないが、再犯の少年が大きく増えているという印象はない。特定の少年はリピーターとなっているが、ほとんどの少年たちは一過性のもので、調査段階、審判の段階での指導、訓戒を受けて、二度と裁判所には来ない。

- 机上配布された統計資料によると、件数は減っているが、検察官送致の割合は上がっている。凶悪事件の割合が増えているのではないか。他の委員の話にもあったが、私も厳しい処分が必要ではないかと思う。先ほど視聴したDVDの事案においても、あの少年が反省できたのは、少年鑑別所で反省する機会が与えられたからではないかと思う。家庭が悪かった、社会が悪かったというだけでは済まされないということを感じさせるためにも、厳しい処分が必要であると感じた。
- 次に少年非行に仕事として関与されている委員の意見をお聞きしたいと思う。
- 私は不処分、不開始が多くなるというのは、それはそれで良いと思う。保護司として担当していると、事件を起こす背景には、何も分からないうちに接した人達の考え方や環境に大きく影響を受けていることが感じ取れる。子供が小さい頃は、親や祖父母といった身内からの影響を大きく受けるが、大きくなるにつれ、そのような「縦」の関係が希薄となり、友人との関係等の「横」の関係が強くなることも大きく影響していると思う。また、少子化に伴って兄弟から学ぶということが少なくなったことも少なからず影響しているのではないか。教育的な施設等で欠けているものを補っていくということも大事なことであると思う。
- 三重県では青少年健全育成条例が制定されており、児童相談所においても少年の非行防止に努めており、非行相談も受けている。児童相談所での相談種別には、触法相談（14歳に満たないで、罪を犯した少年）とぐ犯相談（20歳未満で、将来、罪を犯すおそれのある少年）がある。事件を犯したわけではないが、親の言うことを聞かずに深夜徘徊を行うとか、友達との喧嘩などの相談をよく受けるため、傷害事件や無免許運転などの事件を起こす前から少年に関わっているケースが数多くある。

主任家裁調査官の説明の中で児童自立支援施設の話があったが、家庭裁判所の少年審判を経て児童自立支援施設に入所する場合、だいたい中学校二、三年生の年代になるが、そこで規則正しい生活をしながら指導を受けていても、1年や2年で家庭に戻ってしまうと、立ち直りは難しい。児童相談所は施設入所に関しては、児童相談所長の権限で送致することができる。小学生のうちから入所させることもできるため、育て直しに近い形で指導いただける。やはりそれぐらいの年齢からでないと、再非行防止にたどり着くのは難しいのではないかと。

また、児童自立支援施設の職員の話によると、入所してくる子供たちの非行のベースとなる特徴として、まず挙げられるのが発達障害の子（知的障害、学習障害、アスペルガー等）であるそうだ。これは発達障害があるから非行に走るわけではなく、親や周囲が適切な対応をできないことにより、子供が不信感を持ったり、居場所をなくしたりすることが原因となっているとのことである。次に挙げられるのが虐待環境の家庭にある子とのことである。この大きな二つの要因を正していく必要があるのではないかと。家庭裁判所が行っている奉仕活動、ボランティア活動等は良い方法だが、あくまで「点」であり、他の関係機関等と連携して「線」や「面」にする必要があるのではないかと。

- 弁護士として、事件を起こした少年と直接関わることが多い。付添人又は弁護人の依頼を受けて、事件名、少年名、年齢ぐらいしか情報がない状態で少年に会いに行くが、初対面で悪い印象の子はほとんどいない。みんな不安で甘えたがっている印象を受ける。そんな意味でも少年に対しては罰を与えるよりも、保護主義による保護、教育を与えることが必要であると思っている。また、少年に対応していく中で親にも会うが、ほとんどの親が「今まで私が甘すぎたのが悪かった。これからは厳しくする。」と言う。しかし、本当にその少年に必要なことは、親が厳しくすることではなくて、その少年に対して時間を掛けて向き合ったり、話を聞いたりすることだと思う。

少年院等の矯正施設に送致するのが相当な場合は、社会の基本的ルールが分か

っていない少年の場合、例えば「挨拶をしなければいけない。」ということが分からない子の場合である。「挨拶をしなければいけないのは分かっているが、それができない。」という少年には矯正施設は相当ではなく、できるだけ社会に戻して保護、教育することが相当であると思う。

- 検察官として、少年非行についての社会からの見方・スタンスに関してお話しすると、2人の委員から意見もあったが「厳しく罰せよ。」という方向に傾いているという気がしている。検察官の立場で言うと、少年犯罪の被害者や関係者の話を直接聞いて、非行少年への処罰に対する希望を聞く機会が多い。そのような話を聞いた上で、検察官としては少年事件全件を家庭裁判所に送るに当たって、ある程度意見を付している。

一方で、捜査期間内においては、犯罪として事実を認定できるかということに大きいウエイトが占められており、教育的措置という部分は誤解を恐れずに申し上げれば欠落することもあるので、その後の家庭裁判所の調査等によって、保護処分にある程度傾くこともやむを得ない部分もあると感じている。また、社会の見方が厳しくなっている一つの要因としては、プライバシーの要請の問題があるにしても、なぜその保護処分が行われたのかという理由が、判決として示されるよりも薄いという点があるのではないか。

- 現在、裁判官として少年事件には携わっていないが、少年も成人の場合も「チームニッポン」から排除することはできないので、今後も社会の構成メンバーとして活動してもらわなければいけない。少年の頃は可塑性が高いので、もう一度学び直して、社会の中で有用な人材として活動していつてもらいたい。

一方、被害者がいるのも事実なので、それに対しては真摯に向き合ってもらわなければならない。

- 委員の方から貴重な御意見をたくさん頂戴した。厳しく対処すべきだという意見の方は、非常に悪い態様の犯罪を念頭に置かれたと思う。また、本人の問題性としても非常に根深かったり、年齢も20歳に近い人を想定して、責任を取っ

てもらわなければ仕方ないだろうというイメージを持たれたかと思う。

他方で、十四、五歳くらいで出来心で万引きしたり、あるいは出来心で友達と一緒に暴力事件を犯したりという場合はどうなのだろうという、それはそれで個別に考えなければいけない。事案の選別とその事案にどう対処すべきかについては、柔軟に個別具体的にやっていくしかないが、皆さんの感想を踏まえて、裁判所のスタンスを首席家裁調査官からお話しいただきたい。

□ 非行といっても幅が広い。実際に非行少年や問題のある少年達と接する機会のある委員の話を見ると、職務のターゲットとなる少年の違いによって、意見も異なってくるものと感じた。確かに、絶対に許してはいけないような重大な事件を犯した少年を厳罰に処するということは社会の強い要請もあるし、被害者の立場を考えた厳しい目もある。

一方、我々がターゲットとして考え、本日、御意見をいただきたい少年は、例えば中学生や高校生ぐらいで友達と万引きして、初めて裁判所に来たような少年である。そのような今すぐに少年院等の矯正機関に継続的な指導を委ねる必要がない少年に対しても、家庭裁判所としては、何らかの教育的な措置を行って、リピーターとならないような働き掛けをするべきでないかと考えている。どのように行えばいいのか、足りないところはないのか、という点を特にお伺いしたい。

● このようなことを共通認識として、次の議論に入りたい。家庭裁判所で保護処分という厳しい処分を行わずに、審判をしないで終了する「不開始」や審判した上で裁判官自らが訓戒を行うが処分はしない「不処分」とした場合に、どのような教育的措置が行われるかについては、主任家裁調査官から説明させていただいた。この説明を聞いて、裁判所が行っている教育的措置で足りていると感じたか。または、社会的にあの程度で受け入れられるのだろうか、もっとこういう工夫があるのではないか、といった意見があればお聞かせ願いたい。

なお、この議論を行うに当たって、少年のターゲットが拡散してしまうと議論が進まなくなるため、裁判所において「原動機付自転車窃盗事件」と「スーパー

での窃盗（万引き）事件」の事例を用意した。いずれの事案でも結構なので、自分だったらこういう教育的措置をすべきではないか、このようなアイデアがあるといった御意見を伺いたい。また、先ほど説明を受けた教育的措置には、このような問題点があるといった意見でも結構なので、自由に御意見をいただければと思う。

- 私が経営するスーパーでは、年間5億円程度の万引き被害がある。これは私達にとって非常に大きな金額である。他の委員の話にもあったが「たくさん儲けているからいいじゃないか。」、「1個200円だからいいじゃないか。」というのが積み積もっての年間5億円である。これに私達の給料やボーナスの原資が取られてしまっているというのが現状であり、万引きだから被害を弁済して終わりというのは、ちょっと私の感覚では違う。実際、万引きをしてその場限りで謝罪して、またそれを繰り返すというのが多いし、私の店でも捕まる子のほとんどが万引きを2回も3回も繰り返している。

これらの子供には、友達に誘われて行った「非行」的な万引きと親が満足に食事を出せないという「貧困」からくる万引きの二つのパターンがある。後者については、少年院等で3度の食事を出してもらう方が幸せではないかとも思う。これに対し、前者は性質が悪く、厳しく取り締まってもらいたいというのが、私達商売をしている人間にとっての切実な願いである。

私の経験上、万引きは見つかっていないだけで、再犯率は100パーセントであると感じており、万引きのような軽微な犯罪だから怒って終わりというのはどうかと思う。現状の処分とは違う処分を考えて実施してもらいたい。

- 処分として、少年院送致や保護処分を下すというのはあるが、その他に具体的にこういう働き掛けをしてほしいといったアイデアや要望はないか。
- 万引き等の犯罪を起こした現場で掃除や片づけをしたりする勤労奉仕が良いのではないか。私達は「地域で子供の心を育てよう」という試みを行っている。先ほどの話の後者である「貧困」家庭の子供達を想定して、「自分達で御飯を作

ろう。」という子供たちに対する働き掛けを全国で行っている。教育機関や教育委員会も含めて子供たちが心を育てていくような勉強の機会を作って、そこに積極的に参加させるのも良いのではないか。やはり心が荒んでいる子供達に、いくら怒っても「万引きして何が悪いんだ。」という心は変わらない。その心を変えるためには、優先的にそのような機会に参加させる必要があるのではないか。

- 子供も犯罪になるかならないか、悪いことか悪いことでないかは判断できると思うが、どれだけ迷惑が掛かっているかの程度が分かっていないと思う。私も過去に原動機付自転車の窃盗被害にあったが、誰かに盗られた時の痛さ、辛さが分かっていない。プライバシーの問題もあるので、地域を変えるなどの何らかの保護環境を整える必要はあるが、街頭販売でもいいので販売行為をさせてみるのが良いと思う。商品売るのがどれだけ大変なのかを体験させると、辛さや大変さが分かって、ひとつの人間形成のベースになるのではないか。
- 机上に閲覧用として用意させていただいたファイルには、津家庭裁判所が実際に行っている教育的措置が記載されている。津家庭裁判所では、万引きされた被害者側が投書した「こんなに辛かった。」という内容のコラムを非行少年に読ませて、どう感じたのかをフィードバックさせて、受け止め方によって非行の関わりなどを判断して、処分に反映させるということも行っている。効果は目に見えないが、社会的に見て、この取組はどう感じるか。
- 非常に良いことだと思う。
- 他の関係機関等との連携について、具体的なアイデアがあればお聞かせ願いたい。
- 裁判所で訓戒を受けて当初は反省していても、時間が経てば忘れてしまう。保護観察処分は、それを忘れさせないために定期的に保護司のもとに通って指導等を受ける。不処分、不開始の少年も指導のやり方は、基本的には一緒だと思う。そこで重要なのは、やはり教育機関等との情報交換だと思う。タイムリーな情報交換ができれば、子供も悪いことをすれば情報がすぐに家庭裁判所に行くと思っ

て、再非行はしないのではないかと。

- 初めて家庭裁判所に来たという非行少年には、どのように対応すれば効果があるかと考えるか。
- ケースバイケースだと思う。他の委員の話にもあった10回も繰り返すような少年には、厳しく処分して少年院等に預けて再教育を行う方が、立ち直って正しい社会人になるのではないかと。これに対して、貧困が原因の場合に関しては情状を酌量して再教育を行う必要があるのではないかと。そのほかに感じたことだが、年間1,500件の事件を処理するには、家裁調査官の人数が少ないのではないかと。人数が少ないことが理由で家裁調査官の調査が行き届かずに不処分、不開始になってしまう事案も多いのではないかと感じた。
- 年間1,500件の中には、いろいろな事案があり、家裁調査官もメリハリを付けて対応していると思うが、家裁調査官の実情はいかがかと。
- 年間1,500件には交通違反、事故も含まれている。窃盗事件等の刑法犯だけに絞れば、500から600件程度といったところではないかと。また、10年前に比べると少年鑑別所に入る少年も激減しているので、今は逆に調査も手厚くできているのが現状である。少年事件を担当する家裁調査官は、本庁5人、四日市支部3人、熊野支部1人であるが、繁忙すぎて首が回らないという状態ではなく、これからは再非行防止のために在宅事件にも力を入れていきたいと思っている。
- 今回のテーマについて、首席家裁調査官から、まとめの意見を頂戴したい。
- 本日は様々な角度から御意見をいただいた。何回も非行行為を繰り返している少年を不処分、不開始として注意だけで終わるということはあり得ず、再非行があった場合には、保護処分にして継続的な指導を行うことになるが、委員の話にもあったように、手口が巧妙になっていて毎回毎回見つからないだけの暗数となっている少年もいる。慎重に調査していく必要があると感じている。

委員の皆さんの意見でとても参考となったのは、我々は裁判所の手続に限定し

て考えていたが、いずれ社会に戻っていくわけだから、地域の中での社会とのつながりを感じさせて育てていくことが大事であるということである。保護処分にするかどうかという発想だけでなく、いかに社会のメンバーであることに自覚を持たせて生活させるかということにも考えを広げて、処遇やアドバイスを行う必要性を感じた。また、他の関係機関とは事件の関係だけでなく、協議会においても意見をいただいているが、今後も連携を深めていく必要性を感じたし、捜査機関や行政機関との連携について考えていく発想も大事であるということも参考となった。

- 話を聞いていて、最後に思い出したことがある。弊社に最近、母親と縁を切ったという従業員がいる。なぜかを尋ねると、その従業員が稼いだお金を母親が勝手に使ったり、従業員名義での借金を繰り返しており、そういう親とは一緒にいたくないということであった。母子家庭ではあったが、その従業員はおとなしい人間で非行経験もない。それを聞いて思ったのが、罪を犯した少年を不処分、不開始にすると、家庭に戻すことになると思うが、家庭に戻さないということが一番の教育になる場合もあると思う。親が子供を育てられないという家庭に育った子供たちが同じことを繰り返す場合は、理想の家庭を見つけて、その里親に一、二年預ける。このような家族と引き離すという処分もできないものかと思う。
- 非常に多角的な指摘であった。少年審判は非行を犯した少年が対象だが、親に対しても、価値観や指導の在り方については非常に問題を感じることもある。審判の際に親を訓戒することもあるが、分離ということも最終的な手段かもしれないし、それについても考えながらやっていきたいと思う。

本日、委員の皆さんから多くの御意見をいただいた。これらを踏まえて、少年の再非行防止を含めた少年事件への対応について、国民から理解と納得が得られるよう、今後も取り組んでいきたい。